

○世田谷区再エネ切替補助金交付要綱

令和7年3月28日6世環エネ第1346号

改正

令和7年9月5日7世気危対第130号

(目的)

第1条 世田谷区再エネ切替補助金（以下「補助金」という。）は、UCHIKARAプロジェクト実施要綱（令和7年2月3日6世環エネ第1306号。以下「実施要綱」という。）に基づき、小売電気事業者等が行う区民の再エネ電力切替促進に係る事業（以下「再エネ電力切替キャンペーン」という。）に要する経費を区が補助することにより、区内の再生可能エネルギーの活用を推進することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第5条の規定による応募申請を行い、再エネ切替促進パートナーとして区長の承認を受けた民間企業等のうち、再エネ電力を提供している小売電気事業者等（以下「再エネ電力販売パートナー」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、区との契約に関して指名停止を受けている者は補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の交付対象事業・経費)

第5条 補助金は、次条の規定により区長の承認を受けた実施計画に基づく事業（以下「補助事業」という。）において必要な次項に規定する経費であって、区長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、再エネ電力販売パートナーに交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費の区分並びに区分別の補助対象経費及び補助対象外経費は、別表第1に定めるものとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、区長が別に定める期間内に係る経費に限る。

4 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる再エネ電力契約（再エネ電力ではないメニューか

ら再エネ電力に切り替える契約をいう。以下同じ。)については、以下の条件を満たすものに限る。

- (1) 区民が区内の居宅において行ったものであること。
- (2) 再エネ電力契約の相手方である区民（以下「契約者」という。）が、過去に区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金等を受けたことがなく、かつ、補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を受けたことがないこと。
- (3) 前号の規定に反し、契約者が補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を不正に受領した場合、小売電気事業者等より返還請求を求めることについて了承をとったものであること。
- (4) 前号に係る実態調査のため、区長からアンケートの協力を求めることがあることについて、了承をとったものであること。
- (5) 区長へ供給地点特定番号等を提供することの了承をとったものであること。
- (6) 契約者に1年以上継続して再エネ電力を使用する旨の意思確認をとったものであること。

（実施計画の策定・承認）

第6条 区長は、再エネ電力販売パートナーに、必要な書類等を添付した再エネ電力切替キャンペーン実施計画書（第1号様式）を、別に区長が定める日までに提出させなければならない。

2 区長は、前項の提出があった場合はその内容を審査の上、当該再エネ電力切替キャンペーン実施の承認又は不承認を決定し、再エネ電力切替キャンペーン実施承認・不承認決定通知書（第2号様式）により、再エネ電力販売パートナーに通知するものとする。

3 区長は前項の規定による承認に際して、必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、再エネ電力販売パートナーが実施する補助事業によって新規に契約した再エネ電力契約における契約者1世帯あたり15,000円を上限とする。ただし、このうち、契約者1世帯あたりの販売促進費の下限額は10,000円とし、広告宣伝費の上限額は5,000円とする。

（補助金申請）

第8条 区長は、再エネ電力販売パートナーに対して、区長が別に定める期間までに世田谷区再エネ切替補助金交付申請書兼請求書（第3号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）を、別表第2に掲げる補助経費区分に応じた添付資料と併せて、提出させなければならない。

2 販売促進費に係る補助金の申請は、補助事業によって新規に獲得した再エネ電力契約の契約者20世帯を1単位とし、1単位から行わせるものとする。ただし、補助事業開始から終了までの期間

において、1回以上補助金の交付を申請し、次条第2項の規定による交付決定を受けている再エネ電力販売パートナーには、補助事業終了後に当該補助事業に係る20世帯未満に係る申請を行わせることができる。

3 広告宣伝費に係る補助金の申請は、補助事業開始から終了までの期間において新規に獲得した再エネ電力の契約者分を一括で行わせるものとする。この場合において、申請は当該契約者20世帯以上から行わせるものとする。

4 前3項にかかわらず、区長が特に認めた場合は、契約者数が20世帯未満であっても、販売促進費又は広告宣伝費に係る補助金の申請を行わせることができる。

(補助金の交付額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、交付申請書兼請求書を審査し、又は必要があると認めたときは、その請求に係る補助事業の成果が第6条第2項の規定による再エネ電力切替キャンペーンの承認の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを審査又は調査しなければならない。

2 区長は、前項の規定による審査又は調査の結果、当該補助事業の成果が再エネ電力切替キャンペーンの承認内容及びこれに付けた条件に適合するものであると認めたときは補助金の交付及びその補助額を決定し、世田谷区再エネ切替補助金交付決定通知書（第4号様式）により、認めないときは補助金の不交付を決定し、世田谷区再エネ切替補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、再エネ電力販売パートナーに通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 区長は、前条の規定による交付決定通知をしたのち、速やかに当該決定に係る補助金を支払うものとする。

(販売促進費に係る還元確定に伴う補助金の返還)

第11条 区長は、再エネ電力販売パートナーに対して、再エネ電力販売パートナーが行う電気料金の割引、ポイントの還元等が完了した場合は、世田谷区再エネ切替補助金還元確定に伴う報告書（第6号様式）により速やかに報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合には、当該再エネ電力販売パートナーに当該販売促進費の全部又は一部に係る補助金の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、再エネ電力販売パートナーが実施要綱第8条に定める事項に該当した場合のほか、次の各号のいずれかの場合に、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 再エネ電力販売パートナーが、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき又は補助金の交付に係る契約者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付の対象となる再エネ電力契約をしたとき。
- (2) 再エネ電力販売パートナーが、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 再エネ電力販売パートナーが、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又はこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、区長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区再エネ切替補助金交付決定取消通知書（第7号様式。以下「取消通知書」という。）により当該再エネ電力販売パートナーに速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を再エネ電力販売パートナーに命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第14条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、再エネ電力販売パートナーをしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、再エネ電力販売パートナーがこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第15条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、再エネ電力販売パートナーの納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第16条 第14条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助

金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(書類の保存)

第17条 区長は、再エネ電力販売パートナーに補助事業に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(その他)

第18条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、区長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和13年3月31日をもって廃止する。

附 則 (令和7年9月5日7世気危対第130号)

- 1 この要綱は、令和7年9月22日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の第3号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1 (第5条関係)

補助経費区分	補助対象経費	補助対象外経費
販売促進費	再エネ電力への切り替えを行った契約者に対する電気料金の割引、ポイントの還元等に係る費用	・再エネ電力への切り替えに関係のない販売促進費 ・既に再エネ電力である区民への再エネ電力への切り替えに係る販売促進費
広告宣伝費	Webサイト及びPR動画制作費(ドメイン取得等の関連費を含む。)並びにチラシ等印刷物の制作費並びに看板、POP、のぼり等の制作費、PRのための広告掲載費等(なお、補助事業を開始した日の属する年度における複数の補助事業に係る広告宣伝費は、当該補助事業の交付決定を受けた補助	・製作物に補助事業に関係のない申請者以外の事業者名又はブランド名が記載されている場合の広告宣伝費 ・再エネ電力への切り替えに関係のない広告物に係る広告宣伝費 ・消費税及び地方消費税

	額を超える経費を、次回以降の補助事業における広告宣伝費とすることができる。)	
--	--	--

別表第 2（第 8 条関係）

補助経費区分	添付資料
販売促進費	・ キャンペーン実施を証する書類 ・ 再エネ補助金受給者リスト
広告宣伝費	・ キャンペーン実施を証する書類 ・ 経費等を証する書類